



# 公取協ニュース

No.59  
27.8.13

編集・発行

一般社団法人 自動車公正取引協議会

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-30 サウスヒル永田町4F

TEL 03-5511-2111(代表) FAX 03-5511-2112

## 目次

平成27年度定時総会を開催	1	規則改正について	4～5
平成26年度事業報告、決算	1～2	平成26年度消費者相談受付状況	6
新役員の紹介	3	二輪車関係ニュース	7
広告表示や景品提供に関するQ&A	3	平成26年度広告表示等相談受付状況	8

## 平成27年度定時総会を開催

**当**協議会は平成27年6月9日、東京・市ヶ谷のアルカディア市ヶ谷において、平成27年度定時総会を開催いたしました。

総会では、第1号議案＝平成26年度事業報告書(案)及び決算書(案)の件、第2号議案＝理事及び監事の変更選任(案)の件、報告事項＝平成27年度事業計画書及び会費額並びに予算書の件についてそれぞれ審議し、全会一致をもって承認されました。

なお、総会終了後に次の方々よりご祝辞をいただきました。

公正取引委員会 委員長	杉本 和行 殿
消費者庁 審議官	菅久 修一 殿
経済産業省 製造産業局 自動車課長	伊吹 英明 殿
国土交通省 自動車局 自動車情報課	
自動車登録管理室長	清水 嘉一 殿



## 平成26年度事業報告

平成26年度は、関係団体との連携により、以下の事業を実施致しました。

### 四輪車関係

#### 1. 規約に基づく適正表示の一層の促進

- 1) 店頭表示に関する規約遵守状況調査等、関係団体との連携による普及活動の推進
- 2) 新聞・チラシ広告表示調査の実施と研修会の開催等による適正化の促進

- 3) 広告表示等の問い合わせへの積極的な対応
- 4) 会員のニーズに合わせた各種研修の実施

#### 2. 不当表示行為の未然防止及び厳正な対処

- 1) 走行距離及び修復歴の表示に関する調査の実施等、不当表示未然防止活動の実施
- 2) 会員及び非会員の不当表示に対する厳正な対処

#### 3. 施行規則改正(案)、運用基準(案)の策定

- 1) 「支払総額」や「電気自動車の一充電走行距離」等に関する規則改正(案)の承認申請並びに燃費及びA S V技術等の表示に関する運用基準(案)の確認手続の実施

#### 4. 社会・経済環境の変化等を踏まえた表示のあり方の検討

- 1) 次世代自動車の普及等を踏まえた、燃費に関する情報提供のあり方の検討
- 2) 消費税率引上げに伴う価格表示等に関する検討及び周知活動の実施
- 3) No.1等の表示のあり方の検討
- 4) 修復歴の定義（骨格部位）の見直しに関する検討

#### 5. 中古車の車両状態表示に関する監修及び監査の実施

- 1) 監修基準に基づく監修の実施
- 2) 監修を行った表示（評価）機関に対する監査の実施

#### 6. 消費者関連事業の推進

- 1) 消費者トラブルへの適切な対応及び未然防止のための情報提供活動や研修会の実施
- 2) 国民生活センター及び消費生活センターとの連携強化
- 3) 消費者団体及び消費者モニターとの情報交換活動の実施

#### 7. 広報 PR 活動の実施

- 1) 規約及び公取協会員店で購入するメリットの一般消費者に対する PR 活動
- 2) 会員に対する情報提供の充実
- 3) 報道機関への協力

#### 8. 大型車関係事業の推進

- 1) 規約に基づく適正表示の推進
- 2) 独禁法、下請法に関する普及活動の実施

#### 9. その他の事業

- 1) 関係団体及び地方組織との連携強化活動
- 2) 公正取引に関する法令（独禁法、下請法等）の普及指導

### 二輪車関係の主な事業

#### 1. 関係団体との連携強化による普及活動の促進

- 1) 関係団体との連携強化による普及活動の実施
- 2) 各地区適正表示推進委員会等との連携による普及活動の実施
- 3) オークションを通じた未入会店の会員化の促進

#### 2. 規約に基づく適正表示の推進

- 1) 準規約指導員等によるチェック・アドバイス活動を通じた店頭表示等の適正化の促進
- 2) 「公取協プライスカード作成システム」の利用促進による適正表示の促進
- 3) 店頭表示及び広告宣伝のハンドブックの作成
- 4) 消費税率引上げに伴う価格表示方法等の対応状況の把握
- 5) 広告表示の適正化の促進

#### 3. 施行規則の一部改正

- 1) 燃料消費率の表示に関する施行規則の改正

#### 4. 会員店であることのメリットの促進活動

- 1) 公取協会員店で購入するメリットの一般消費者に対する PR 活動
- 2) 会員に対する情報提供の充実

#### 5. 品質評価の普及促進

- 1) 品質評価者トレーナー情報交換会の開催
- 2) 品質評価者講習会の開催
- 3) 二輪情報誌の記事広告を利用した普及促進
- 4) 品質評価者講習会の開催方法及び講習内容の見直しの検討

#### 6. 消費者トラブルへの対応及び未然防止活動

- 1) 消費者からの苦情・相談の受けと対応
- 2) 消費者トラブルへの適切な対応及び未然防止のための対応の検討
- 3) お客様相談対応に関する研修会の開催

## 平成 26 年度決算

平成26年度の決算（損益ベース）は以下のとおり

#### 収入の部

(単位：円)

勘定科目	決算額
1. 会費収入	255,247,000
2. 入会金収入	1,915,000
3. 事業収入	9,066,090
4. 雑収入	429,173
5. 違約金収入	4,500,000
6. 基本財産取崩収入	10,000,000
当期収入合計(A)	281,157,263
前期繰越収支差額	22,888,313
収入合計(B)	304,045,576

#### 支出の部

(単位：円)

勘定科目	決算額
1. 事業費	234,257,111
2. 管理費	28,518,964
3. 引当預金支出	10,397,085
4. その他の支出	1,630,000
当期支出合計(C)	274,803,160
当期収支差額(A) - (C)	6,354,103
次期繰越収支差額(B) - (C)	29,242,416

## 新役員及び相談役の紹介

平成27年度定時総会及び第109回理事会におきまして、次の方々が副会長、理事、監事に選任、また、相談役を委嘱されました。

副会長	橋本 一 豊 (日整連 会長)
理 事	平井 敏 文 (自販連 副会長・専務理事)
	金子 繁 則 (自販連 常任理事)
	木場 宣 行 (日整連 専務理事)
監 事	清水 亨 (自販連 大型バストラック委員会副委員長)
相談役	坪内 協 致 (日整連 理事・顧問)

## 広告表示や景品提供に関するQ&A

会員や広告関係事業者の方々から寄せられた問い合わせ事例とその考え方をご紹介します。

### 新車関係

**Q** 当店のブログにおいて、スタッフが実際に走行した際の燃費値を掲載することは問題ないですか？

**A** 規約では、燃費として表示する数値には、公式テスト値（JC08モード燃費）または公的第三者によるテスト値に限ることとし、表示した数値は「同テスト値である旨」及び「一定の試験条件下での数値であり、実際の数値は走行条件により異なる旨」の付記説明を燃費表示との関連が明確になるよう、かつ、明瞭に表示することとしています。そのため、スタッフが実際に走行して得られた燃費値を、ブログや広告などに表示することはできません。

### 中古車関係

**Q** 定期点検整備を実施して間もない中古車（整備は他社で実施）が入庫したので、当社では定期点検整備を実施しないで販売しようと考えていますが、チラシに掲載する際は、定期点検整備が実施されて間もない車両のため『定期点検整備あり（済）』と表示しても問題ないですか？

**A** 『定期点検整備あり（済）』と表示することはできません。規約では、販売事業者が販売（展示）時まで定期点検整備を実施する場合に『定期点検整備あり（済）』（整備を外注する場合を含む）、実施しないで販売する場合は『定期点検整備なし』と表示することになっています。したがって、入庫前に他の事業者が定期点検整備を実施していたとしても、販売する事業者が定期点検整備を実施しないで販売する場合は『定期点検整備なし』と表示することが必要です。

**Q** 自社ホームページに掲載している車両について、既に消費者と成約済みではあるが、キャンセルの申し出がある可能性も考えられるため、納車完了後に掲載情報を削除すれば問題ないか

**A** おとり広告とは、掲載した中古車について、販売する準備ができていない、もしくは販売することができない状態の広告のことです。お問い合わせのケースは、既に消費者と成約済みであり、他の消費者に販売することのできない車両ですので、当該車両の掲載を続けるとおとり広告となります。よって、当該車両の情報は速やかに削除する必要があると考えられます。

# 新車及び中古車の施行規則改正案が承認されました

～施行日は平成27年10月1日～

**消**費者庁及び公正取引委員会に承認を申請していた、自動車公正競争規約の新車及び中古車に関する施行規則の改正案が平成27年6月5日付で承認されました。

改正日は、平成27年10月1日です。なお、改正規則のポイントは、下記のとおりです。

## 新車の改正規則のポイント

### 1. 支払総額を表示する場合の規定の新設

#### 表示のポイント

- ①車両等の価格に諸費用等を加えた価格を表示する場合、「支払総額」の名称で販売価格を表示
- ②内訳として、車両本体の価格及び付属品、特別仕様等の価格を加えた価格の場合、その価格、内容を表示
- ③支払総額には保険料、税金、登録等に伴う費用等が含まれている旨の表示
- ④登録等の時期や地域等一定の条件の下での価格である旨の表示

### 2. 競り上げ（オークション）や入札の方法により販売を行う際の表示に関する規定の新設

#### 表示のポイント

- ①車名及び主な仕様区分等、車両を特定するための内容の表示
- ②競り上げ開始時の価格又は最低入札価格の表示
- ③価格には保険料、税金、登録等に伴う費用等が含まれている、又は、含まれていない旨の表示
- ④販売数量や販売する際の条件、実施期間、実施方法等の表示

### 3. 電気自動車の一充電走行距離等に関する規定の新設

#### ポイント

電気自動車の「燃料消費率」は、一充電走行距離及び交流電力消費率とする

### 4. No.1等ランキング表示を行う際の規定の変更

#### ポイント

- ①数値や根拠など「他社」に条件を同じくするものが存在する場合についても、No.1等のランキングが表示できることとする
- ②条件を同じくするものが存在する旨の表示については、「自社又は他社」であるのかを明瞭に表示するものとする

### 5. ラジオ広告で燃費を表示する場合、「燃費の数値は一定の試験条件下での数値であり、実際の走行条件等により異なる旨」の表示を省略できる規定の新設

## 中古車の改正規則のポイント

### 1. 支払総額を表示する場合の規定の新設（※下記表示例参照）

#### 表示のポイント

- ①車両等の価格に諸費用等を加えた価格を表示する場合、「支払総額」の名称で販売価格を表示
- ②内訳として、車両等の価格（店頭で車両を引き渡す際の現金販売価格）を表示
- ③支払総額には保険料、税金、登録等に伴う費用等が含まれている旨の表示
- ④登録等の時期や地域等一定の条件の下での価格である旨の表示

### 2. 競り上げ（オークション）や入札の方法により販売を行う際の表示に関する規定の新設

#### 表示のポイント

- ①車名及び主な仕様区分等、車両を特定するための内容の表示
- ②競り上げ開始時の価格又は最低入札価格の表示
- ③価格には保険料、税金、登録等に伴う費用等が含まれている、又は、含まれていない旨の表示
- ④販売数量や販売する際の条件、実施期間、実施方法等の表示

## 中古車の支払総額を表示する場合の表示例

コートリ1.5X



支払総額 104万円

(車両価格 920,000円)

- ・初度登録H25年 ・検28年12月
- ・グリーン ・1万km ・修復歴なし
- ・保証付（部分保証、1年間走行無制限）
- ・整納込 ・リ済込
- ・車台No. 下3桁 310

※支払総額には、車両価格の他、保険料、税金、登録等に伴う費用、リサイクル預託金相当額等、購入時に必要な全ての費用が含まれています。

※支払総額は、●月現在、県内登録で店頭納車の場合の価格です。お客様の要望に基づくオプション等の費用は別途申し受けます。

①支払総額の名称

②現金価格（車両価格）の表示

③支払総額には保険料、税金、登録等に伴う費用等が含まれている旨

④支払総額は一定の条件下での価格である旨

### 改正規則につきましては、当協議会ホームページをご覧ください

- 自動車業における表示に関する公正競争規約についての新車に関する施行規則（新旧対照表）  
URL [http://www.aftc.or.jp/pdf/kiyaku/taishohyo\\_new.pdf](http://www.aftc.or.jp/pdf/kiyaku/taishohyo_new.pdf)
- 自動車業における表示に関する公正競争規約についての中古車に関する施行規則（新旧対照表）  
URL [http://www.aftc.or.jp/pdf/kiyaku/taishohyo\\_old.pdf](http://www.aftc.or.jp/pdf/kiyaku/taishohyo_old.pdf)
- 自動車公正競争規約及び同施行規則の全文（規約集）  
URL [http://www.aftc.or.jp/pdf/kiyaku/kiyaku\\_4.pdf](http://www.aftc.or.jp/pdf/kiyaku/kiyaku_4.pdf)

# 平成26年度の消費者相談の受付状況について

相談の受付総件数は 6,103 件

**当**協議会では、消費者から自動車の購入等に関する相談を受け付け、トラブルの対応方法等についてアドバイスを行っています。

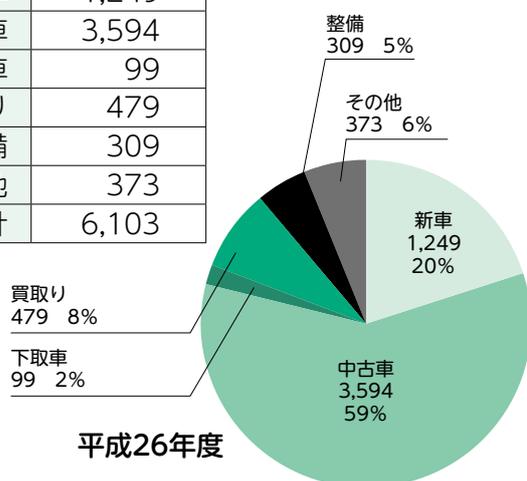
平成26年度における相談受付状況がまとまりましたので、主なポイントをご紹介します。

## 1. 相談受付件数

平成26年度に当協議会で受け付けた相談件数は6,103件。平成25年度は6,371件と相談の増加が見られたが、平成26年度については、ほぼ例年通りの件数となっています。

### 相談受付件数

	平成26年度
新車	1,249
中古車	3,594
下取車	99
買取り	479
整備	309
その他	373
合計	6,103



内容が異なる)」に関する相談が微増。一方で、「キャンセル（消費者からの申し出）」に関する相談は減少、「品質・機能（不調・故障）」に関する相談は微減となっていました。

## 2) 中古車関係

平成26年度の中古車・中古車関係の相談受付件数は3,219件で、このうち3,157件が苦情・相談、62件が問い合わせでした。

相談内容別に見ると、「品質・機能」に関する相談が最も多く、約51%。次いで、「キャンセル」に関する相談が約21%、「契約・取引方法」に関する相談が約19%という状況でした。

前年度と比較をすると、件数に占める割合としては、「品質・機能」に関する相談が多くを占めていることには変わりはありませんが、「品質・機能（不調・故障）」と「契約・取引方法（契約と内容が異なる）」に関する相談は微増。「キャンセル（消費者からの申し出）」に関する相談が微減となりました。

## 3) 買取り関係

平成26年度の中古車・買取り関係の相談件数は462件で、このうち457件が苦情・相談、5件が問い合わせでした。

相談内容別に見ると、「契約・取引方法」に関する相談が最も多く、約49%。次いで、「キャンセル」に関する相談が約39%という状況でした。

買取りの件数は平成23年度をピークとして（563件）以降、若干減少しているものの、いまだに400件を超えており、平成26年度もほぼ前年度と同様の件数でした（465件⇒462件）。

相談内容の傾向も前年度と同様、最も多いのが「キャンセル」で、高額なキャンセル料の請求やキャンセルの可否といった相談が多くを占めています。

また、次いで相談の多い「契約・取引方法」については、そのほとんどが「契約成立後、買取店が瑕疵を発見したとして減額を要求された」といったものでした。

## 2. 四輪車／二輪車別の相談件数

相談件数6,103件のうち、四輪車関係の相談受付件数は5,425件（88.9%）、二輪車関係は560件（9.2%）、その他（規約に関する相談等）が118件（1.9%）でした。

## 3. 四輪車関係の相談内容

### 1) 新車関係

平成26年度の中古車・新車関係の相談受付件数は1,162件で、このうち1,133件が苦情・相談、29件が問い合わせでした。

相談内容別に見ると、「品質・機能」に関する相談が最も多く、約36%。次いで「キャンセル」に関する相談が28%、「契約・取引方法」に関する相談が約26%という状況でした。

前年度と比較すると「契約・取引方法（契約と

## 《二輪車関係ニュース》

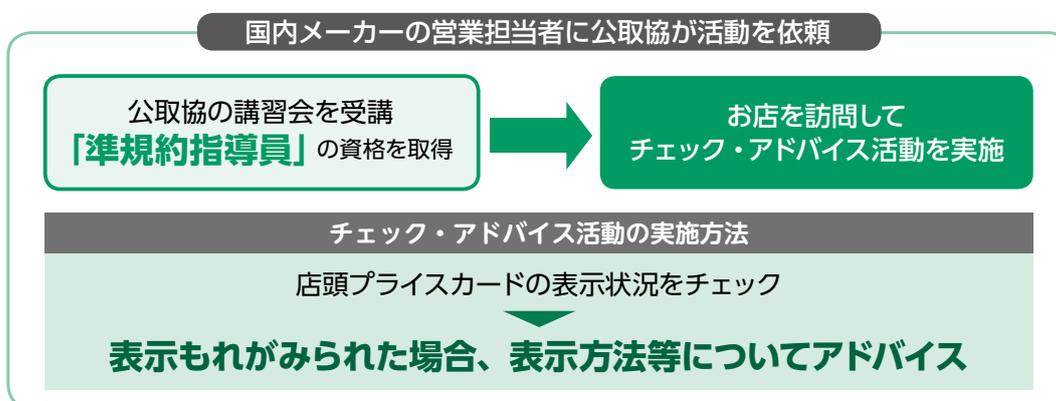
## 店頭表示に関するチェック・アドバイス活動へのご協力をお願いします

今年度より AJ・JAIA においても実施する予定

会員販売店に対する規約普及の促進及び表示状況の実態把握を行うため、今年度も、国内メーカーの営業担当者に協力いただき、準規約指導員による店頭表示に関するチェック・アドバイス活動を実施します。

昨年度は、皆さまの適正表示へのご協力により、表示率が格段に向上していることから、本年度の活動は「適正表示の定着化」を大きな目的として実施しますのでご協力をお願いします。

なお、今年度より、国内メーカーと取引の無い販売店に対しても活動を行うため、AJ（オートバイ組合）・JAIA（輸入組合）にご協力いただき、順次、本活動を実施していく予定となっています。



### ●適正表示を推進している販売店のPR活動を実施します（予告）

当協議会では、適正表示を実施している（表示もれのない）会員販売店のPR活動を実施するため、現在、その内容を検討しています。

適正表示の実施が確認された会員販売店につきましては、公取協会員店のアピールポイントである中古二輪車の品質評価を実施している「品質評価実施店（仮称）」として、中古バイクの情報誌WEB等におけるPRの実施を検討していますので、引き続き、適正表示へのご協力をお願いします。

## 平成27年度の品質評価者講習会を9月以降に全国で開催します。

最近では、ユーザーのニーズを捉え、中古バイクの情報誌等も車両鑑定サービスを導入するなど、車両の品質を積極的に表示する意識が高まってきており、『「公取協の品質評価書」を表示したい』という理由で入会する方も増えてきています。

『公取協の品質評価』は、消費者庁・公取委の認定を受けた公正競争規約に基づき定めた「品質評価基準」に基づき「品質評価者」の資格取得者が実施するものであり、中古バイクの品質を評価する制度として国に認定を受けた唯一の制度になります。会員店の皆様におきましては、『公取協の品質評価』を実施するため、必ず、品質評価者講習会を受講してください。

# 平成26年度 広告表示・景品提供等に関する問い合わせ・相談受付状況

— 約 1,800 件の広告制作に関する相談が寄せられました —

**当**協議会には、会員事業者の他、広告代理店や新聞社、情報誌社などの広告関係事業者から、新聞・チラシ広告、テレビCM等の作成やプライスボード、価格表等の作成に関する相談が数多く寄せられ、その内容も様々なものとなっています。平成26年度に受け付けた問い合わせ・相談件数は1,791件でその内訳は、新車関係871件、中古車関係800件、その他120件でした。詳細は以下のとおりです。

前回の公取協ニュースでもお知らせしましたとおり、昨年12月に改正景品表示法が施行となり、不当表示が発生しないよう、事業者は管理上の措置を講ずる必要があります。消費者庁から示された指針（ガイドライン）では、管理上の措置の一例として、「表示等が適正かどうかの検討に際し、疑義のある事項については事前に公正取引協議会に事前に問い合わせること」があげられています。会員の皆様におかれましては、広告や店頭ツール等の作成にあたり、表示や景品に関する疑問や質問等がございましたら、当協議会までご相談下さい。

## 1. 相談受付件数・相談者の内訳

平成26年度（平成26年4月～平成27年3月）の相談受付件数は計1,791件であり、対前年度比では63件増となっています。新車関係では、前年度と同件数でしたが、中古車関係では113件増（約1.2倍）でした。

⑤広告表現・企画の可否	145	22.3%
⑥下取関係	28	4.3%
⑦その他	51	7.8%
合計	651	100%

## 2. 新車関係

新車の表示関係では、『価格表示』に関する問い合わせが最も多く、その内容としては、販売価格の表示義務や、ディーラー特別仕様車の販売価格の表示方法、車両の写真を広告掲載した場合の価格帯のみの表示の可否等の販売価格に関する表示方法や、残価設定クレジットの表示方法等の割賦・リースに関する相談でした。

また、燃費表示に関する相談も多く寄せられ、その内容としては、燃費を表示する場合の文字の大きさや、燃費を表示した場合の付記説明の文字の大きさ、表示する位置、一括表示を行う場合の表示方法等でした。

### 受付状況

相談内容	件数	比率
表示関係	651	74.7%
景品関係	172	19.8%
その他	48	5.5%
合計	871	100%

### 表示関係の相談内訳

相談内容	件数	比率
①価格表示	215	33.0%
②特定用語	17	2.6%
③税金・諸費用	67	10.3%
④特定事項	128	19.7%

## 3. 中古車関係

中古車の表示関係では、『価格表示』に関する問い合わせが多く、その内容としては、値引き表示や二重価格表示の可否等に関する相談、支払総額の表示義務や支払総額を表示する場合の表示方法等に関する相談でした。また、上半期においては、消費税率引上げに伴う消費税抜価格のみの表示の可否に関する相談も多く寄せられました。

### 受付状況

相談内容	件数	比率
表示関係	603	75.4%
景品関係	55	6.9%
その他	142	17.7%
合計	800	100%

### 表示関係の相談内訳

相談内容	件数	比率
①価格表示	183	30.4%
②必要表示事項	97	16.1%
③税金・諸費用	45	7.5%
④広告表現・企画の可否	172	28.5%
⑤下取・買取関係	22	3.6%
⑥特定の車輛状態	12	2.0%
⑦おとり広告	25	4.1%
⑧その他	47	7.8%
合計	603	100%

### 【問い合わせ先】

一般社団法人自動車公正取引協議会

四輪車関係 TEL：03-5511-2111

二輪車関係 TEL：03-5511-2113

E-mail：info@aftc.or.jp

当協議会では、広告表示や景品提供に関して日頃から問い合わせの多い内容等を踏まえたFAQを作成しておりますので、ご参照ください。 <http://www.aftc.or.jp/am/kiyaku/faq.html>